

令和6年度 社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会会長表彰実施要項

1 趣旨

長年にわたり柏崎市において社会福祉事業の増進に寄与した個人及び団体を表彰し、その功績を讃え、もって地域福祉の推進に資するものである。

2 表彰者

社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会会長

3 表彰の対象

次の各号のいずれか該当し、別表に掲げる個人及び団体を対象とする。

- (1) 民生委員児童委員で功績顕著な者
- (2) 社会福祉施設の役員でその功績顕著な者
- (3) 社会福祉施設における永年勤続功労者
- (4) 社会福祉活動を継続している功績顕著な個人・団体・企業
- (5) 公益のため多額の金品を一時又は継続して寄付した個人・団体・企業

4 表彰の方法

柏崎市社会福祉協議会会長から表彰する。

5 表彰の除外

社会福祉事業関係の功により、過去に厚生労働大臣、新潟県知事、全国社会福祉協議会会長、新潟県社会福祉協議会会長又は柏崎市市長の表彰を受けたものは、表彰の対象としない。

6 被表彰者の推薦

原則として、団体の推薦するものとする。

7 表彰推薦書の様式

別紙様式1～様式6

8 推薦書提出期限

令和6年5月24日（金）

9 表彰日

令和6年9月上旬に表彰式を執り行うものとする。

《別表》

区分	資格及び表彰の種類	推薦様式
第2条1-(1) 1 民生委員・児童委員表彰	1 在職期間が15年以上で功績顕著な現職の民生委員・児童委員 2 表彰状を贈る	様式1
第2条1-(2) 2 社会福祉団体役員表彰	1 在職期間が15年以上の功績顕著な福祉施設、福祉団体、社会福祉協議会の現職役員 2 表彰状を贈る	様式2
第2条1-(3) 3 社会福祉活動優良団体・個人表彰	1 優良な福祉活動を10年以上継続し、現在も活動している功績顕著な団体または個人 2 表彰状を贈る	様式3 (団体) 様式4 (個人)
第2条1-(4) 4 社会福祉事業協力表彰	1 5年以上にわたり、社会福祉事業に積極的に取り組み、功績顕著な企業・団体等 2 表彰状を贈る	様式5
第2条1-(5) 5 永年勤続表彰	1 在職期間が20年以上で、現職の福祉施設、福祉団体、社会福祉協議会の職員 2 表彰状を贈る	様式6
第2条1-(6) 6 寄附感謝	1 金額及び金額換算が、1件50万円以上の個人及び1件100万円以上の法人・企業・団体 2 金額及び金額換算が、寄附のあった年度から通算して50万円以上に達した個人及び100万円以上に達した企業・法人・団体 3 感謝状を贈る	様式7 (社協推薦)